

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成29年9月8日 午前9時58分～午後1時21分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

| | | | |
|------|---------|----|---------|
| 委員長 | 福田 俊一郎 | 委員 | 杉 菌 道 朗 |
| 副委員長 | 森 満 晃 | 委員 | 井 上 勝 博 |
| 委員 | 新 原 春 二 | 委員 | 持 原 秀 行 |
| 委員 | 瀬 尾 和 敬 | | |

○その他の議員

| | | | |
|----|--------|----|---------|
| 議員 | 石野田 浩 | 議員 | 成 川 幸太郎 |
| 議員 | 今塩屋 裕一 | | |

○説明のための出席者

| | | | |
|--------------|---------|-----------|---------|
| 市民福祉部長 | 上大迫 修 | 保険年金課長 | 西 田 光 寛 |
| 市民課長 | 瀬戸口 良一 | 課長代理 | 上 野 博 文 |
| 課長代理 | 坂 元 久 徳 | 障害・社会福祉課長 | 有 西 利 朗 |
| 環境課長 | 内 田 泰 二 | 高齢・介護福祉課長 | 遠 矢 一 星 |
| 川内クリーンセンター所長 | 原 暢 幸 | 保護課長 | 松 尾 和 俊 |
| 市民健康課長 | 檜 垣 淳 子 | 子育て支援課長 | 知 識 伸 一 |

○事務局職員

| | | | |
|------|---------|-----------|---------|
| 事務局長 | 田 上 正 洋 | 管理調査グループ員 | 堀之内 孝 充 |
|------|---------|-----------|---------|

○審査事件等

| 審 査 事 件 等 | 所 管 課 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査) | 環 境 課 川内クリーンセンター |
| 議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査) | 市 民 課 |
| 議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第115号 平成29年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補 正予算 (所管事務調査) | 市 民 健 康 課 |
| 議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 陳情第4号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出に ついての陳情書 (所管事務調査) | 保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課) |
| 議案第106号 薩摩川内市子ども発達支援センター条例を廃止する条例の制定につ いて 議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査) | 障 害 ・ 社 会 福 祉 課 |
| 議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第116号 平成29年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 (所管事務調査) | 高 齢 ・ 介 護 福 祉 課 |
| 議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査) | 保 護 課 |
| 議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査) | 子 育 て 支 援 課 |

△開 会

○委員長（福田俊一郎）ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中での傍聴の申し出がある場合は委員長において随時許可します。

△環境課及び川内クリーンセンターの審査

○委員長（福田俊一郎）それでは、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）まず、議案第109号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（内田泰二）それでは、改めましておはようございます。

それでは、初めに一般会計補正予算の環境課分の歳出について説明をいたします。

予算に関する説明書、第2回補正の36ページをお開きください。

4款1項8目環境衛生費、環境総務一般管理費350万7,000円の減は、人事異動に伴う人件費の調整と嘱託員の通勤手当相当額の増分でございます。同じく、下段の花いっぱいまちづくり推進事業費100万円の増は、快適環境づくり補助金の申請団体や申請額が増加したため、増額をお願いするものでございます。

次に、37ページをお開きください。

2項6目し尿処理費、上甌投入施設管理費232万2,000円の増は、上甌地区にあります中甌・中野浄化センターのし尿処理用給水ユニットが故障したため、取りかえ修繕を行うものがございます。

以上で、環境課分の説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○環境課長（内田泰二）環境課にかかわります所管事務の説明をいたします

委員会資料の1ページをお開きください。

川内クリーンセンター基幹的設備改良工事業についてでございます。

この事業につきましては、6月の市民福祉委員会で概要等と工事全体スケジュールを説明したところでございます。その後の状況等を本日は説明いたします。

3番でございます。

これまでのスケジュールですが、3番目、7月のほうになります。7月9日に川底地区の住民説明会を実施いたしました。また、小倉地区の皆様へは説明会用の資料を配布しております。その下に定例会議等ございますが、毎月、市と共同企業体、モニタリング会社の3社で定例会議、分科会議を開催しております。プラントや土木建築などの部門ごとに詳細な協議を進めているところでございます。

8月のほうでございますが、8月も定例会議等を行っております。また、8月21日には、仮設事務所が完成しております。その下の業務進捗率でございますが、先月開催されました定例会議で示された工事全体行程の業務進捗率は1.75%となっております。

4の今後のスケジュールですが、9月は引き続き改良工事の実施設計、協議等を進めてまいります。10月には焼却施設の2号炉に着工の予定となっております。そのほかの主な施設の着工年月は表に記載のとおりでございます。

次に、資料はございませんが、8月3日に現地

調査をしていただきました川内汚泥再生処理センターについてでございます。

発熱の原因についてはまだ究明できていないことから、引き続き原因究明を進めていくとの連絡をいただいております。また、当日、現場で説明がありました熱画像センサーとスプリンクラー等の設置は、今月下旬には完了するというので先日報告を受けております。

以上で、環境課の説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）次は、川内クリーンセンターのほうはありますか。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）済みません。川内クリーンセンターについては補正予算がありましたので、ここで説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（福田俊一郎）はい。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）川内クリーンセンター分の補正予算について御説明いたします。

予算に関する説明書37ページをお開きください。

4款2項5目ごみ処理費、説明欄の事項、川内クリーンセンター管理費は、短期負担金率の上昇に伴う共済費の増額をお願いするものでございます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）このクリーンセンターの基幹的設備改良工事ですが、DBO方式ということで進めているわけで、なかなかどういうものかということについて私も余り理解がされない、していないわけです。ただ、今回コンベンションなんかPFI事業でやられて。

○委員長（福田俊一郎）井上委員、予算関係、補正予算の説明。

○委員（井上勝博）ごめんなさい、補正予算。

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

それでは、所管事務調査を行います。

○委員（井上勝博）それで、基本的には、例えば、使用発注ではなくて、要求水準書でPFIと同じようなことですね。そうすると、設計から、

建設から、全部一括発注という考え方なんですよね。そうすると、これはコスト削減のためにやられているというふうによく言われているわけですが、VFMという数値があると思うんです。そういうコストがどれだけ安くしているのかということについては、これはどういうふうになっているんですか。公表はされているのでしょうか。

○環境課長（内田泰二）ただいまコストのお尋ねでございました。当初、要求水準書と提示しました中では、約2.3%ぐらい、2.8%ぐらいだった、ちょっと最後の数字は承知しておりませんが、3%内ぐらいのVMF値が出るのではないかとという予想で入札等を実施したところでございますが、実際の削減効果率というのは17.6%となっております。

○委員（井上勝博）そういう削減が最初は3%ぐらいであろうと思っていたのが、予想以上に削減効果があったということですね。ただ、よく言われるのは、要求発注なので、細かい費用を発注をしていないので、設計に細かく携わっているわけじゃないから、いろんなやっぱり安全面でもこの問題が出るんじゃないだろうかという指摘なんかはされているわけで、その辺については、当局の監視体制というのはおかしいですけど、チェック体制というか、そういうものはどういうふうに考えているのでしょうか。

○環境課長（内田泰二）監視体制についての御質問でございます。100億を超える事業でございます。工事費にしても十数億円の事業で、私たち市の職員だけで見るとはちょっと難しいということで、現在どこの市町村においてもこういった工事をする場合はDBO方式を用いて、それに合わせてまたモニタリング会社、薩摩川内市の場合はパシフィックコンサルタントというところをお願いしてございますが、ここと市と、それと事業を受け持ちました共同企業体、三機化工と植村組でございますが、この3者で毎回、定例会議、先ほども説明しましたが、定例会議をいたしまして、要求水準書に基づいて実施設計書を業者のほうがつくってまいりますので、その確認をチェックはパシフィックのほうと市とあわせて一緒に漏れがないかチェックをしております。

○委員（井上勝博）そういう体制をとっていらっしゃるんでないといけないと思うんですが、それと、今回PFIのほうは1社のみだったんです

が、DBO方式でやられたのが確か2社、その総合評価点というのはちょっと認識がないんですけども、総合評価点というか、評価点というのが争われたんだと思うんですけども、それについては以前委員会で示されたんでしたか。

○委員長（福田俊一郎）ここで、質問の途中でありますけれども、1名の方から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。

○環境課長（内田泰二）評価点等につきましては、委員会でも説明させていただきまして、結果は全てホームページのほうに記載してございます。

○委員（井上勝博）クリーンセンターの関係なんですけれども、クリーンセンターというごみの焼却関係でいいんですよね。それで、実は、ある大学の先生が実践的に生ごみを自分のうちで土へ返すということでやられていて、これは一般的にも大分普及はしてきているんですけども、私もそれをまねてみて、生ごみを、とにかく生ごみだけは土に簡単に埋めてしまうというやり方をしてみたら、これがごみが物すごく減量になったんです。これはびっくりするぐらい、毎週2回は出さなければいけなかったごみがもう2週間、3週間しても出さなくてもいいぐらい少なくなって、それで、かえってちょっとはえがごみ箱にくるぐらいで、それは気をつければいいんですけども、かなりの減量効果があることがわかりまして、結構生ごみを皆さん、やっぱり処理に困って燃やすごみに出される方も相当多いと思うんですけども、その実情というのはどうなのでしょう。

○環境課長（内田泰二）数量的なものは別としまして、確かに生ごみが占める割合というのは多くございます。薩摩川内市の場合は生ごみだけの回収というのは今のところ実施しておりませんが、生ごみを減量するための電気式の生ごみ処理機とか、あと、コンポストに対しましては2万円までの補助をするということで、年間160件以上ですが（6ページの発言により訂正済み）、申し込みがあって、それがずっと積み重なってきて、それを使っていらっしゃる方も結構いらっしゃるというような状況でございます。

それと、生ごみも出される際は水切りをよくして、重量を少しでも軽くしていただくようなというような広報、周知もかねてからしております。

○委員（井上勝博）私、ちょっと生ごみの実態をきちっとつかむ必要があるんじゃないかなと思

うんです。生ごみをやっぱりどう処理するのかということについては、例えば、生ごみを出すと量も多くなるんですけども、水分を含んでいるから燃料代も相当かかっているというふうに思うんです。ですから、生ごみをまた高いそういうものを買わなくても、私の場合は畑に穴をあけて、そこに捨て全然問題ないんです。だから、そういう簡易なやり方でも十分通用するということがわかりまして、やっぱり真剣に生ごみを完全になくした場合は、どれだけコストが削減できるかということも考えておく必要があるんじゃないかなと、研究する必要があるんじゃないかと思います。ぜひ、生ごみの問題をちょっと真剣に考えていただければというふうに思います。

○委員長（福田俊一郎）意見であります。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（石野田 浩）済みません、クリーンセンターとの地元との会議をされていますよね、7月に。その中で何か特別な要望とか、話とかというのは出なかったんでしょうか。

それと、もう今ついでに言いますけれども、工事期間が長くなりますよね。その間の処理ぐあいとか、そういう対応策というのは十分されていると思うんですけども、今までのやり方と何か影響がないかどうか。

○環境課長（内田泰二）基幹改良の説明会ということによろしいですか、意見はなかったかということですが、説明会のほうでは特に工事に対しての要望、御意見というのはございませんでした。

それと、工事の進め方ですけども、今回の場合は新設と違いまして、中のプラントの入れかえが主な業務にはなります。ただ、メーカー側も初めての工事だということで、慎重に慎重を期して、事故等ないように対応はしていくという説明等はされております。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）処理に関する影響についてでございますけれども、平成28年度まで大規模な補修を、改修工事を繰り返し実施してきております。その中でも焼却炉は2炉ありますので、そのうち片炉をとめて、片炉で運転する、長期間運転する。それから、また片炉をとめて、残った片炉を補修するという形で、

そういうごみを処理の少ない時期に片炉運転を繰り返しながら補修を繰り返すということで考えております。

あと、資源ごみ処理施設等につきましては、資源ごみの入ってこない週、あるいは、燃やせないごみが入ってこない週、月1回、第5週の週がありますので、その期間を利用しての補修を繰り返していくということで聞いておりますので、今のごみ処理について支障を来すような計画にはなっていないということで考えております。

○議員（石野田 浩）以前、やはり改修工事をされたときに、炉に、専門的なことはわからないんだけど、炭素が何かこびりついたようなことがあって、予算以上に高額な出費があったんじゃないかということがあったと思うんですけども、今度はそういうのは前もってちゃんと点検をされているんでしょね。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）毎年、大規模補修を繰り返してきております。その中の修繕経歴等を精査しながら、今の炉内の点検等も実施しておりますので、それまでの炉内点検等を考慮しながら、要求水準書にまとめてそれに基づく提案をさせていただいておりますので、その支障を来すような事象はないというふうに考えております。

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。

○環境課長（内田泰二）先ほどの生ごみ処理機の件数でございますけれども、平成28年は46件でございます。あとの年度は100件前後、最近ちょっと減少ぎみでございますが、多い年で160件とかございました。訂正をお願いします。（5ページで訂正済み）

○委員長（福田俊一郎）それでは、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。

△市民課の審査

○委員長（福田俊一郎）次は、市民課の審査に入ります。

△議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）まず、審査を一時中止

して、議案第109号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（瀬戸口良一）補正予算について説明いたします。

予算に関する説明書の21ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち、市民課分は説明欄、市民政策調整費において367万9,000円を減額しておりますが、これは4月の人事異動に伴う職員給与費の調整でございます。

次に、25ページをお開きください。

同款3項1目戸籍住民基本台帳費のうち、説明欄の戸籍住民基本台帳費では247万8,000円を減額しておりますが、これも4月の人事異動に伴う職員給与費の調整であります。

次の住民基本台帳ネットワークシステム事業費の備品購入費47万1,000円の増額は、現在コンビニエンスストアに設置してあるマイナンバーカード利用の証明書交付用端末と同様の機器を市民課フロア内に設置し、お客様が直接端末を操作することにより、証明書を窓口で申請取得できるようにするものです。導入の効果としては、窓口での申請書の記入が不要となり、待ち時間の短縮、ひいては、窓口の混雑の緩和につながり、また、お客様がコンビニ端末操作を体験されることで、コンビニ交付利用とマイナンバーカードの普及にもつながると考えております。

説明欄最後の個人番号事業費においての1,000円の増額は、嘱託員の通勤経路確定に伴うものです。

以上で説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○市民課長（瀬戸口良一） 特にございません。

○委員長（福田俊一郎） 所管事務全般について、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

△保険年金課の審査

○委員長（福田俊一郎） ここで、保険年金課を先にいたしまして、市民健康課をその次にするという御了承をいただいでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） それでは、保険年金課の審査に入ります。

△議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎） まず、審査を一時中止しておりました、議案第109号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛） それでは、議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算の保険年金課分について、御説明申し上げます。

歳出について説明いたしますので、予算に関する説明書の30ページをお開きください。

3款1項4目国民年金費41万5,000円の増額補正については、人事異動に伴う人件費に係る補正であります。

続きまして、36ページをお開きください。

4款1項5目国民健康保険対策費55万4,000円の増額補正については、人事異動に伴う人件費に係る補正であります。

以上で、保険年金課の説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△陳情第4号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出についての陳情書

○委員長（福田俊一郎） 次に、陳情第4号若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出についての陳情書を議題といたします。

陳情文書表については配付してありましたので、朗読を省略します（朗読内容は省略、巻末に陳情文書表を添付）。

当局から本陳情について補足説明がありますか。

○保険年金課長（西田光寛） 今回の陳情書の内容に一部説明が必要な箇所がありますので、課長代理のほうから説明をさせていただきます。

○課長代理（上野博文） それでは、今回の陳情書における内容の補足説明を1点だけさせていただきます。

陳情書の段落の2番目、厚生労働省はから始まる段落の最後のほうに、通算すると、2013年度から3年間に3.5%の減額となりましたという表現がありますが、この部分は、3年間のマイナスの部分だけを一応差し込んだ形で表現してあります。実際、年金につきましては、皆様、御存じのとおり、物価と賃金の動きによって決められていきますけど、平成26年、27年、この間の物価上昇の分を一応そこに加味してありますので、御承知おきいただきたいと思います。

続きまして、3段落目の2013年度より年額2万7,300円も減額されたこととなりますという表現がありますが、この部分も同じように、2013年度、平成25年度の年金受給、国民年金の満額が78万6,500円でございます。現在、平成29年度満額が77万9,300円ですので、その差額は7,200円になっておりますので、その点も一応御承知おきいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎） それでは、ここで陳情の内容について、当局に確認したいことがあれば、質疑等をお願いします。その後自由討議ということになりますので、そのように審査を進めます。

質疑はありませんか。

○委員（新原春二）1件だけ、この一番下の2項目に年金を隔月、2カ月に1回支給があるわけですが、この陳情書を見ますと、毎月支給をしてほしいという一つの案件があるわけですが、こうした場合に行政当局として業務内容がかなり変わるんですか、もうただシステムを1回入れればいいのか、そこら辺の業務的な配慮というのはどうなりますか。

○課長代理（上野博文）今現在、支給が偶数月になっていますけれども、これが各月の支給になった場合の影響ですが、実際、年金につきましては、日本年金機構のほうを受給を一切やりますので、市のほうとしては全く影響はございません。ただ、介護保険料とか、後期高齢者医療の保険料、これなんかが年金からの天引き、特別徴収がありますので、そちらのほうは影響を受けるのかというのはちょっと危惧されます。

○委員（井上勝博）危惧されるというのは、つまり年金から天引きするという点について、特別徴収をしているわけで、自動的にやられているわけでしょう、天引きは。危惧されるというのはその意味がよくわからないんですけど。

○課長代理（上野博文）実際済みません、ちょっと言い方が不適切だったかもしれませんけれども、実際、事務のそれだけ手間とか、あとシステムの面とか、その裏に影響が出るのではないかと、いうふうで危惧されるという表現を使わせていただきました。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。

ここで、質疑を一時中止し、委員間の自由討議を行います。

自由討議の途中は当局への質疑はできませんが、自由討議が終了後、また質疑に入らせていただきますので御承ください。

○委員（瀬尾和敬）先ほど当局のほうからこの数字的なところで若干の指摘がありましたけれども、そこのところははっきり言って、私は詳しくはよくわからなかったんですが、この下のほうに、これ以上年金を引き下げないこととか、それから、年金支給開始年齢はこれ以上引き上げないこと、それから、年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めることというのはこれは年金受給者にとってはある意味、切実な問題であるし、趣旨としては私自身も年金受給者なものですから、趣旨としてはなかなかいいこと言っているなど正直言

って思っています。ほかの委員の皆さんはどうでしょうか。

○委員長（福田俊一郎）ここで1名から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。

ほかに意見はありませんか。

○委員（井上勝博）年金支給をされていらっしゃる方からは、やっぱり支払い関係なんかは偶数月の15日ですか、に来てくださいということで、やっぱり節約、節約で頑張っているけれども、そもそも金額が少ないものですから、やっぱりどうしても支給のときに支払いとなるみたいなんです。だから、そういう意味で、本当に苦勞しながら暮らされているわけですから、この三つの点については、前回も恐らく同じような内容で採択されていると思いますけれども、ぜひ国のほうに要求したらどうかと思います。

それから、このスライド制の問題なんですけれども、物価スライドでスライドされるのは電化製品とか、そういうものも全部含めて、生活用品だけで考えていくと、年金生活、例えば、物価が下がったから年金を下げるとかというふうにしていますけれども、実際の生活用品ということでいえば、それほどまで下がっているわけではなかったのに下げたりというふうにして、非常にそういう点でも不合理な面があって、この減額になったという問題も暮らしに直撃しているというふうに思いますので、これ以上年金を引き下げないということについてもぜひ意見としてあげていく必要があるんじゃないかと思います。

○委員（杉藪道朗）確認したいんですけども、自由討議なんですけど、前回も同じような提出があったということで、前回、委員会が違うものだから、流れがちょっとわからないんですけど、前は採択されたんですか、そこをちょっと事務局でわかる部分は教えていただきたいんですが、まず、そっこのほうで。

○課長代理（上野博文）前は採択されております。

○委員（杉藪道朗）瀬尾委員からも出ましたけれども、この1、2、3、それぞれ十分理解はするところではあります。国としても年金者、今まで受給できなかった方々に対してはまた10月からそういう新たな支給、10年で一応受給資格ができるというような制度もやられておりますし、ただ、少し気になるのが、先ほどこの中身につい

て、当局のほうからこの数字、3.5%の減額の金額のということでやりました。この陳情文書そのものに対しては、ある意味一面でしか見れない部分がありますので、当局のやられた部分に関して、できたらこの陳情者の方に対して文言をもうちょっと整理してほしいなという思いはあります。結局、この文言でいけば、それだけでも先入観でああ、こんなに減ったんだなという思いがあるけど、でも、増額分という部分に関しては記載されていないということでしたので、少し誤解を招くような表現に見えます。ですから、できたら、少しまた文言整理をしていただいて、再提出なりしていただければと思うんですけれども、これは自由討議ですけれども、ほかの委員はどうでしょうか。

○委員長（福田俊一郎）ここで1名の方から傍聴の申し出がありますので許可いたします。

○委員（井上勝博）今、先ほど当局の説明の中で、これはちょっと違いますよというふうに言われたんですけど、やっぱりこれは口頭ではなくて、やっぱりデータとして示していただいて、そうでないと、どこがどう間違っているのか、ただ、当局の言い分を聞いて、陳情者の言い分を聞かないというのもまた不平等なことだと思うんです。だから、確か、決算の中でも、薩摩川内市の年金受給者がどれだけもらっているかというのは決算資料にもあって、私が調べたところによって、最近やっぱり減っているんです、全体的には減っているんです。だから、そういったデータなんかもそろえた上で、もし今回、採択できないのであれば、ちょっと継続して、そういったデータも含めてよく検討するというふうにしたらどうかと思います。

○委員長（福田俊一郎）ほかにありませんか、よろしいですか。

それでは、自由討議を終わり、ここで質疑に戻します。

そのほか質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

それでは、質疑を終了いたしますけれども、本陳情の取り扱いについていかがいたしますか。

○委員（井上勝博）今、私言いましたように、

継続して、もう少しデータ類でよく検討するというふうにしていただきたいなと思います。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）ただいま、本陳情を継続審査にしてはという声がありますので、ここで起立によりお諮りします。

本陳情を継続するというので賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（福田俊一郎）賛成多数であります。

よって本陳情は継続審査とすることに決定いたしました。

委員長において、閉会中の継続審査の申し出を議長に提出いたします。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）それでは、所管事務調査としまして、委員会資料に基づき説明させていただきます。

まず、市民福祉委員会資料の2ページのほうをお開きください。

定例で報告をさせていただいております、短期被保険者証・資格証明書の交付状況については、国民健康保険、後期高齢者医療保険、それぞれ7月末現在を記載してありますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、先日公開されました、国民健康保険制度の改正に伴う追加資料について御説明申し上げます。

資料は市民福祉委員会資料、別冊1と国民健康保険事業費納付金等の算定方法について、別冊2と鹿児島県国民健康保険運営方針素案、概要版の別冊3の3種類でございます。なお、運営方針素案についてはページ数が多いことから概要版の配布とさせていただきますが、県のほうではホームページで公開することになっておりますので、御参照ください。

それでは説明のほうに入ります。

まず、別冊1、スケジュールについてでございます。前回の委員会でも報告した内容と変更はございませんが、3ページの市町村の作業スケジ

ユールの8月から9月にかけて記載してあります、第3回試算と算定結果の提示が本日の資料でございます。

試算の概要につきましては、続きの4ページのほうに記載してありますが、今回の試算の対象が平成29年度予算ベースで作成されていること、追加公費の1,700億円のうち1,200億円、保険者努力支援制度の都道府県分500億円のうち200億円を活用した算定となっております。

県では、今回の第3回試算をもとに激変緩和を予行し、10月末をめどに激変緩和の方針、方法を決定することになります。

今回の試算は激変緩和の方法を各都道府県で検討するための試算であり、11月に平成30年度予算ベースに追加公費を1,700億円と保険者努力支援制度500億円を反映させた仮算定を行い、国の予算編成を受け、1月初旬に確定させることになっております。各市町村では、仮算定を参考に平成30年度の予算編成を行うことになります。

続きまして、国保事業費納付金の第3回目試算について御説明いたします。

国民健康保険事業費納付金の算定方法について、別冊2の19ページ以降をごらんください。

まず先ほども説明いたしました、今回の試算は県が激変緩和の方法を検討するための試算でありますので、19ページが試算結果の概要、20ページが激変緩和の概要、21ページ以降がそれぞれの激変緩和を方法で試算した結果表として、ケース1からケース6までそれぞれ記載してございます。

基本の激変緩和前の表について御説明します。

21ページの表をごらんください。

こちらの黒枠で囲んだ部分は激変緩和の試算表となっておりますので、この黒枠の左側、こちらの左側の表をごらんください。

①が平成27年度決算ベースから試算した標準保険料率を被保険者数で割り戻した数値となっております。②が平成29年度予算ベースで標準保険料率を試算した数値となっております。③がその差額で、④がこの間新聞等で報道されました伸び率となっております。

本市は上から18番目で、②一人当たりの試算が10万3,245円、①の決算ベースの数値が10万1,598円で差額が1,647円の伸び率1.62%となっております。

この伸び率を抑制し調整しようとしているのがケース1からケース6になります。

前の20ページの表をごらんください。

抑制の方法として6パターン記載してございます。一定割合の欄をごらんください。ケース1からケース3は伸び率が大きい箇所にも4%にしたらどうなるか。ケース4からケース6は6%にしたらどうなるかを試算した表となっております。

また、その下の下限設定では、マイナスの大きい自治体の分をそれぞれ4%と6%に押し込んだ場合の積算。その下の下限超過額余剰分の再配分方法は下限設定により浮いた財源を全市町村へ配分する方法と下限超過市町村のみで配分する方法が検討されております。

具体的に21ページの表をごらんください。

先ほど説明した左側の緩和前の表では、本市は伸び率が1.62%でしたが、その欄の一番上の一番伸び率の大きい大崎町は65.93%。マイナスの大きい天城町はマイナスの50.34%となっております。

右側の黒枠で囲んだ部分が調整後の数値となっております。阿久根市以上の自治体の伸び率が4%に抑えられている表となっております。差額の逆転現象などが出てきております。

以後、先ほどの20ページの表で説明した方法により、ケース2からケース6の結果がそれぞれ記載されております。本市は中位であったため、県が検討する激変緩和については影響がないものと考えております。ただし、ケース2とケース6は、先ほどのマイナスの財源を、浮いた財源を全市町村で配分するため、本市も差額のほうでマイナスとなっているところがございます。この配分の関係については、マイナスの自治体からの理解が難しいのではないかなというふうに私どもは考えております。

また、11月に行われます平成30年度ベースの試算と平成28年度決算との差額になりますと、更に追加公費が投入されることなどから、今の差額は減少するものと今のところ考えているところでございます。

このようなことから、現時点では、平成30年度国保会計としましては、仮算定後に詳細な計算を行うこととなりますが、今回示された程度であれば、現在の保険税を改定しなくても対応ができるのではないかなというふうに考えております。

参考に、単純に先ほどの1,647円の差額にうちの被保険者数約2万1,000人を掛けますと約3,500万円でございます。平成28年度の決算繰越金の見込みが3億8,000万あること、また、基金が2億円あること、そのようなことから、改定しなくても大丈夫ではないかなというふうに現時点では考えているところでございます。

最後に、別冊3の鹿児島県国保運営方針素案についてであります。

この運営方針には平成30年度以降、県は財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担う一方、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料、税の決定、賦課、徴収、保健事業などの地域におけるきめ細かな事業を引き続き行うこととなります。このため、県と県内の各市町村が一体となって財政運営、資格管理、保険給付、保険料、税率の決定、保険税の賦課・徴収、保健事業、その他保険者事務を共通認識のもとで実施するとともに、事業の広域化や効率化を推進できるよう県内の統一的な運営方針として作成するものでございます。

詳細につきましては、後でござらんいただきたいと思いますが、1点、保険税水準の統一にのみ説明させていただきます。

ページは、ちょっと細かいんですけど、右隅の数値で8ページと17ページをござらんいただきたいと思えます。

まず、8ページのほうでございます。

県内の保険税の水準の統一については当面行わない。将来の保険税負担の平準化を進める観点から、引き続き市町村と協議していくとされております。

ただし、算定方法につきましては、現状について8ページ記載のとおり、3方式が12市町村、4方式が31市町村となっております。これにつきまして、17ページの一番下になります。平成35年度を目標として、全市町村が3方式に統一するというところにされたところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。

○委員（井上勝博）まず、短期保険者証、資格証明書の状況なんです。やっぱり時期によってかなり変動があるみたいで、昨年7月末現在と

の比較ではどうなのかというのをちょっと知りたいんですが、後でわかりますか。

それでは、国保のことなんですが、国保については、この1.62、今の試算でいうと、一人当たりの保険税が1.62%伸びるということを試算として出てきたということなんですが、一人当たり1.62ということになると、結局4人家族であれば、掛ける4倍で、金額的にどのくらいになるかということには気になるところなわけですが、いつもモデル世帯といたら怒られるんですけども、大体モデル世帯でというようなことは一切しないのかなと、モデル世帯でやればわかりやすいわけですよ、大体で所得このぐらいで、4人家族の場合は年間どのくらい負担がふえるんだろうかということではびんとくるわけですが、そういった表現の仕方ができないものなのかなと思うんですけど、どのくらいの負担になるかというのは何か実感できるようなそういうものはあるんですか、データが。

○保険年金課長（西田光寛）県のほうでも、今委員がおっしゃるとおり、税の関係にどの程度影響があるかということで、まだこれは我々にも示されていないんですけども、モデル世帯として4パターン、県のほうが考えまして、税のほうも試算をするというような考えであられるようです。我々にもそのデータは示されておりませんが、モデル世帯の設定だけ今お示ししましょうか。

夫婦二人、子ども二人世帯、所得が250万円が①です。夫婦二人、子ども二人、所得が150万円、この分については2割軽減世帯になります。軽減がかかってくる。③で夫婦二人世帯、70歳世帯、所得が50万円、これについては5割軽減世帯という。④で単身世帯、所得ゼロ、7割軽減世帯、先ほどの①から③については固定資産税を5万円、④については固定資産税なしという考えで県のほうが税についても検討されるということで聞いているところでございます。

○委員（井上勝博）それは、いつぐらい公表されるものなのかなんですけども、ちょっと今まで第1回試算、第2回試算というふうにされて、その内容が北海道とか、大阪とか、あっちのほうでは実際試算を公開されて、2倍近くなったりとか、1.5倍ぐらいになったりとか、そういうことでやっぱり大騒ぎになって、それで、国のほうも、これは激変緩和せないかなということになった

んだと思うんです。だけど、鹿児島県の場合は、1回、2回試算をずっと未公表にしてきたものですから、一体どうなるのかということになっていたわけですが、確かに激変緩和する前というのは、いろいろあると思うんですけれども、しかし、そういう試算結果というのは明らかにして議論していかなくちゃいけないんじゃないかと思うんですが、そういうことをしてこなかったというのは、県のほうが絶対言うなよというようなことになっているのかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○保険年金課長（西田光寛） その公表のあり方につきましては、県のほうが、県の国民健康保険の運営協議会が4日の月曜日にありましたので、そこでの説明をしてから公表とする方針でございましたので、我々としましては、4日以後にしか公表できなかったということでございます。また、今回は、台風の影響で1カ月ほど日程がずれ込んだというののもちょっとおくれた原因ではないかと考えております。

○委員（井上勝博） 私、台風の影響というのはおかしいと思います。台風が過ぎればできるわけですから、それを1カ月も延ばしてしまうというのはやっぱり何でそんなことするのかなど。実際は北海道は早くから公表しているわけで、それで試算してみた結果をまた議論しているわけですので、そういう県の姿勢に対して、市町村の段階からもやっぱりこれはもっと民主的に議論すべきじゃないかという声を上げてよかったんじゃないかというふうに思うんです。

○保険年金課長（西田光寛） 今、委員がおっしゃる北海道が早かったというのは、全国の中で厚生労働省が北海道をモデル地区として先発的にいろいろな、どうなるかということで検討されたので、北海道が早かったということでありまして、ほかの46都道府県は大体同じような流れでいっていると聞いております。

○市民福祉部長（上大迫 修） 井上委員が言われている部分なんですけれども、お配りしました資料1の後ろのほう、一番最後のページ、4ページをごらんいただきますと、これまで1回試算、2回試算という形で仮係数、確定係数にしてありますが、数字を出すという、試算としての数字を出す以上、ここで生まれてくるいろんな課題とか、問題点、もしくは議論の論点等のほうがきちっと

整理をできないとケースとしては公表できないというか、議論のベースにできないということがありますので、この時期になったということでもあります。今言いました北海道等については先行した自治体でありますので、ここら辺のケースがある程度見えてきたので、全体として議論のベースにできるという観点から進んでいるわけで、県でありますとか、私どものほうが議論を避けるために、きょうまで引っ張ってきたということは一切ありませんので、そこは議論のベースをきちっと理解いただきたいというふうに思います。

○委員（井上勝博） いや、北海道だけじゃなかった、第2回試算のときにはほかのところも出したんじゃないかなと思うんです。だから、そういう形でやられて、一体どうなるのかということが非常に不安に思いながらきていたわけです。

それで、公表されたわけですが、しかし、今度具体的にされるのは、先ほど説明があったと思うんですけれども、それは3月議会の前ですか。

○保険年金課長（西田光寛） 先ほども説明しましたが、11月に全ての公費を投入した上で、平成30年度ベースで計算した仮算定というのが行われるようになっていきますので、それが大体答えになってくるんじゃないかと。それに国の予算編成が12月に行われますので、それで多少の増減はあるかもしれませんが、大体、仮算定の部分で大まかな数値が出てくるのではないかと考えております。

○委員（井上勝博） 確認しておきたいんですけど、先ほど試算の中で、激変緩和の中で、別冊1の一番最後のところで、保険者努力300億円というふうに書いてあるんですが、これまでは保険者努力というのは何もなかったわけですけど、この保険者努力というのは、今現在、法定外繰り入れをしている部分を指して、法定外繰り入れをした場合にこういう試算、今法定外繰り入れをしている市町村があるわけですけど、法定外繰り入れをして、それを計算に入れて今回の試算が出たという理解でいいんですか。

○保険年金課長（西田光寛） 今回の試算は全て法定外繰り入れは入れてございません。今回の制度改正の一環の中で、国のほうが法定外繰り入れの分をしている部分の1,700円程度については国費のほうで投入するというところでございますので、今回の試算には一切法定外繰り入れ分は入っ

ておりません。その関連で、一人当たりの法定外繰り入れをたくさん入れていらっしやったところ等は伸び率が非常に大きくなっているのではないかと、そのような一因もあるというふうを考えております。

○委員（井上勝博）そうすると、1.6%の伸びというのは、法定外繰り入れをしていない伸びなので、従来どおり、法定外繰り入れをすれば、2億5,000万円すれば引き下げられる可能性も出てくるということですか。

○市民福祉部長（上大迫 修）先ほど課長のほうが説明しました、資料1の4ページの部分ですけど、国は今回の制度改革、県単位一本化に向けてまして、公費追加を従来分の1,700億円に加えて新たに1,700億円を投入するわけですけど、法定外の繰り入れがそれぞれの国保権者にあつたということを踏まえて、この追加公費の内訳の部分、普通調整交付金や暫定措置等において、その部分を緩和するという国の政策のもとに入れておりますので、今現在でいうと、こういった政策を打った上で法定外繰り入れが必要かどうかというのはそれぞれが判断することになります、基本は国においてそういう手当がされていますから、この検討の時点で法定外繰り入れを前提として保険料を引き下げるといことは考える部分ではないというふうを考えております。

一方で、今回の制度改革については、地域において必要な医療費の総額に対して、一人当たりどれくらい負担が発生しているのか、保険税としてあるのかというのを時系列に並べてみたときに、医療費が伸びるので負担がふえる。要するに、見える化という形のをきちっとしながら、国保制度の長期運営に向けてどうあるべきかという議論もこのベースの中に入っていますので、要は、医療費の動きと保険税の動きを見ながらになりますので、なった上で国の政策を超えた部分でどう対応するかというのは今のところで決めていないとか、決められないのが状況でございます。今現在、先ほど課長のほうから説明があつたとおり、一人当たりの保険税額を見れば、次の試算ではより小さくなると思っておりますし、国のお金が全額入ったときには、更にそういった緩和が働きますので、現時点で繰り入れをすればという考え方は持っていないところで。

○保険年金課長（西田光寛）先ほどの短期保険

者証と資格証明書の件数、1年前の分、ありましたので、済みません、国保の短期保険者証の分が7月までは2,476、マイナスの664件、世帯数が1,273件、マイナスの291件、資格証明書のほうが162件、マイナスの38件、世帯数が123世帯、マイナスの13世帯、後期高齢者医療保険のほうは、短期証がプラス1件、資格証明書はございませんので、以上でございます。

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

以上で、保険年金課の審査を終わります。

△市民健康課の審査

○委員長（福田俊一郎）次は、市民健康課の審査に入ります。

△議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）まず、審査を一時中止しておりました、議案第109号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）市民健康課に係る補正予算の歳出予算について、御説明申し上げますので、予算に関する説明書の35ページをお開きください。

まず、一般会計分からでございますけれども、4款1項1目保健衛生総務費、事項、保健衛生一般管理費では1,477万3,000円の減額になります。これは4月の人事異動に伴う給与費の減額補正であります。同じく事項、地域医療対策費714万6,000円の増額は、北薩3市2町医療体制確保推進協議会の負担金について、総会決議で増額が決定されたことに伴うものと、後ほど御説明申し上げますけれども、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の増額に伴う一般会計からの繰り出し金の増額であります。

次に、2目保健センター管理費、事項、保健センター管理費では62万2,000円の増額です。これは、祁答院保健センター調理室外壁のひび割れ部分からの浸水に係る防水工事に伴うものであります。

次に、3目保健指導費、事項、母子保健事業費

196万5,000円の減額は、子育てモバイルサービスに係る委託料を契約形態の見直し等により使用料及び賃借料に組みかえることに伴った減額が主なものであります。同じく事項、健康増進事業費1,000円の増額は、嘱託員の通勤に係る費用弁償について、通勤経路が確定したことに伴う増額であります。

次に、36ページをごらんください。

4目予防費、事項、感染症等予防費1,000円の増額は、嘱託員の通勤に係る費用弁償について、通勤経路が確定したことに伴う増額であります。

なお、金額の増減はありませんが、子どものインフルエンザ予防接種助成につきまして、助成方法等の見直しにより、組みかえ補正を計上しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）済みません、保健センターの管理費のことでもうちょっと詳しく教えていただけますか。

○市民健康課長（檜垣淳子）今建物の調査をしております。市立病院の保健センターの調査をしたときに、ひび割れが見つかりまして、雨天時に雨水が浸水しているということで、修繕が必要ということになりましたので、それに伴う工事費を計上したものであります。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。

ほかにごいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。ここで本案の審査を一時中止いたします。

△議案第115号 平成29年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）まず、議案第115号平成29年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）続きまして、議案第115号、特別会計に係る補正予算について御説明申し上げますので、同じく146ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費431万2,000円の増額は、4月の人事異動に伴う給与費の増額及び嘱託員の通勤に係る費用弁償について、通勤経路が確定したことに伴うものであります。

次に、2目研究研修費80万2,000円の増額は、里診療所医師住宅の軒天落下に伴う補修工事に係る増額補正であります。

次に、147ページをごらんください。

2款1項1目医療用機械器具費196万2,000円の増額は、手打診療所のレントゲン装置修繕など、各診療所の医療用器具の修繕に伴う増額補正であります。

続きまして、歳入予算について御説明申し上げますので、説明書の145ページをお開きください。

7款1項1目一般会計繰入金707万6,000円の増額は、今ほど御説明申し上げました歳出に係る一般会計からの繰入金を増額補正するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員からありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○市民健康課長（檜垣淳子）特にございせん。

○委員長（福田俊一郎）所管事務全般について、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）11月から選定療養費について導入ということになっていますけど、医師会としては確か8月末にはまた集まりを設けて、要するに、子どもの診察費、中学生以下の場合の診察の場合は後で還付する、返す、それから、妊産婦も後で返す。でも、後で返すのであれば最初からとらなくていいんじゃないのということで意見を出されてると思うんですけども、その話し合いの結果というのは何か出てきているんですか。

○市民健康課長（檜垣淳子）今医師会のほうに確認しましたけれども、まだ協議中でありまして、時期、あるいは、そういう内容等について今検討しているという回答でございました。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員のほうからありませんか。

○議員（石野田 浩）質疑ということではないんですけども、先ほどの時間のおくれですよ、これは本当に厳重にやっぱり守ってもらわないと、私は委員外議員だからしょうがないといえましょうがないんですけども、委員会に多大な迷惑をかけているし、ほかの部の方にも迷惑をかけている。こういうのはお互いに真剣にやっていっていかないと議論もまともにできないんじゃないかなと思うんです。そのようにちょっと課長も。

○委員長（福田俊一郎）石野田議員、それについてはこちらの委員会側の件ですので、番外の議員につきましては。

○議員（石野田 浩）何もおっしゃらなかったからちょっと言っただけです。わかりました。

○委員長（福田俊一郎）それは御理解ください。
ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（福田俊一郎）次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

△議案第106号 薩摩川内市子ども発達支援センター条例を廃止する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）まず、議案第106号 薩摩川内市子ども発達支援センター条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

補足説明を願います。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）議案第106号 薩摩川内市子ども発達支援センター条例を廃止する条例の制定について、説明をさせていただきます。

議案つづりのその1、106-1ページをお開きください。

提案理由につきましては、本会議で部長が説明しておりますので省略させていただきます。

106-2ページをお開きください。

今回の条例につきましては、平成30年4月1日から薩摩川内市子ども発達支援センター条例を廃止するもので、経過措置としては施行の日前の利用料については施行後も効力を有するとしたものでございます。

条例提案に至る経緯について少し説明をさせていただきます。

薩摩川内市子ども発達支援センター、つくし園として本市が昭和54年に市内の御陵下町に設置し、その後、平成17年に現在地であります。

○委員長（福田俊一郎）委員会資料を含めて説明いただければと思いますが。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）前段部分でちょっと説明させていただいて、その後、補足と今後の考え方について資料で説明をさせていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○委員長（福田俊一郎）委員会説明のほうが、委員会資料の3ページをごらんいただきたいと思えます。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）済みませんでした。心身障害児の療育訓練を行うことにより、その発達を支援し、福祉の向上を図る目的として、児童発達支援センター事業、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業の三つの事業をつく

し園では行っております。療育に対する需要は近年ふえており、また、障害者総合支援法や児童福祉法に基づくサービスの充実に伴い、児童発達支援センターや発達支援事業所を行う事業所は相次いで開設しており、平成29年現在、県内には児童発達支援センターが28カ所、発達支援事業施設は136施設ございます。そのほとんどは社会福祉法人や医療法人などが設置、運営しており、その主流となっているところでございます。3年ごとにつくし園の指定管理の評価を行ってきた評価委員会からも社会福祉協議会の適切な指定管理での運営についても評価をいただいているところでございますが、民間譲渡による柔軟な運営も選択としてあるのではないかとという提案もございまして、ここ数年間のつくし園の収支状況、県内の状況、市内にも同様のサービスが提供できる法人があることなど、また、市の公有財産の利活用方針等にも照らし、検討を重ねた結果、つくし園の指定管理期間が満了する平成30年3月末をもって施設の効率のかつ効果的な財産活用を図るため、つくし園を普通財産とし、今後、民間譲渡を進めていくために、子ども発達支援センター条例を廃止しようということで今回提案をさせていただいたものでございます。

補足説明と譲渡の考え方について、市民福祉委員会資料のほうで説明をさせていただきます。

3ページ、4ページのところをお開きいただきたいんですが、まず、譲渡財産の状況でございますが、財産の名称、所在地、建築年月日、建築構造、延べ床面積は議会資料に記載してございますので省略させていただきます。土地面積は雑種地が4,210平米、それから、畑が356.71平米ということになっております。

現在の管理運営につきましては、先ほど説明しましたが、社会福祉協議会へ指定管理しております。平成30年3月31日までがその指定管理の期間となっております。

事業内容は、先ほども説明しましたが、児童発達支援センター事業として定員が40名で運営しており、現在の利用者は56名の利用となっております。児童発達支援事業のほうは、定員が10名のところ、利用者は現在28名ということになっております。

それと、保育所と訪問支援事業につきましては、これは特に定員は定めているものではございませ

んが、現在の利用者としては43名の方が利用されている状況です。

(5)の事業費としましては、平成28年度実績ベースで指定管理料が9,516万6,664円でございます。それに対する、その事業を行うことによって、給付費として市に歳入として入ってくる分が1億104万9,574円ということで、指定管理料との差額は588万2,910円となっているところでございます。

参考として、県内、先ほど説明しましたが、児童発達支援センターにつきましては、公設公営の事業所が3カ所、そのほか、社会福祉法人等で運営されているところが25カ所の28カ所でございます。

それから、児童発達支援事業所につきましては、公設公営が8カ所、社会福祉法人等によるものが128カ所の合計136カ所県内で運営をされているという状況でございます。

2につきましては、議案の結果次第でございますけれども、今後の民間譲渡に当たっての考え方の案を掲載、説明させていただきたいと思っております。

譲渡の条件、応募にかかっては、現在のつくし園で実施している事業を継続し、保護者の要望でもある子どもたちへの心理的な負担が生じないように、療育の現状であったり、親の負担等が維持され、さらなる福祉サービスの質の向上が図られるようということで、譲渡の条件、応募資格を設定したところでございます。

譲渡の条件としましては、先ほど申しました3事業を必ず継続していただくこと、それと、譲渡後10年間は継続して事業を運営してほしいということ、それから、建物、工作物、物品については無償譲渡します。土地については有償貸し付けとして減免措置を検討したいと考えているところです。

応募資格につきましては、掲載のとおりでございますが、市内で障害者支援施設等を運営している社会福祉法人等ということで、市内の法人等に限って応募募集をかけたいと思っております。

それから、4ページの選定等に当たりましては、評価項目を事業実績、事業の継承及び継続性、それと、職員体制、地域貢献事業、公益事業を含みますが、その展開、事業提案、この5項目について評価項目を設けたいと思っております。

います。

2番目の選定組織としましては、7人の選定委員会を設け、行政を3人、児童の発達に係る学識経験者を2名、それから、地元の代表者を1名、それと、現在つくし園を利用されている利用者の代表の方を1名ということでの7名の選定委員会を設けようと考えているところでございます。

それから、スケジュールの案でございますが、9月議会に条例廃止議案を上程させていただいておりますが、その後11月までの間に譲渡事業者の選定委員会による選定を行い、翌4月からは新たな譲渡事業者で運営を開始していきたいということでスケジュールを考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（杉藺道朗） 1点だけ、参考までに。この応募資格の中に④で応募時点において、下記事業全ての運営実績を有することということになっていますけれども、今現在、市内において、これらに当てはまる該当事業所は何カ所あるのでしょうか、教えてください。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） 3カ所でございます。

○委員（井上勝博） ちょっとこの指定管理料というのを今事業者に、社会福祉協議会に約9,510万円指定管理料として渡し、そして、その事業を社協がやっていると。この給付費相当額というのは、その事業をする上で国、県、市が出しているお金、合わせて社会福祉協議会はこの合わせた額を受け取っているという考えなのですか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） 社会福祉協議会が受け取っている金額はこの指定管理料の9,500万円で、給付費相当額は市の歳入として、補助金として入ってくる分でございます。

○委員（井上勝博） そうすると、この譲渡した場合に、市の事業じゃなくて、例えば、ほかの3カ所の事業所だとしたら、その事業者が給付費相当額を受け取るということになるんですか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） はい、そうでございます。

○委員（井上勝博） そうすると、私ちょっと思うのは、この一つの施設ですので、そこで事業を

行っているわけですから、そこで決まった、3カ所のうちの1カ所事業所が決まった場合は、少なくとも10年間はその事業者がずっと続けるということになるわけですね。この10年間を過ぎたら、やめたとかいう話になるということが起こる場合はどうなるのか。そういう場合の心配はないんですか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） 現時点では、最低でも10年間はずっと継続してくださいということと、その後につきましては事業所の判断もあるかもしれませんが、引き続き療育につきましては需要のあることでございますので、継続していただきたいというふうには考えています。

○委員（井上勝博） だから、一つの心配というのは本当に10年間、11年目からどうなるんだろうかという心配と、それから、今までは指定管理者だから5年ですよ、5年ごとに、3年でしたか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） つくし園のほうは3年ごとに見直しをさせていただいています。

○委員（井上勝博） 3年ごとに見直しをされているのであれば、今までは事業者が、私が発達障害の子たちを見ますよといった人たちが3年ごとに入れかわる場合があるかもしれないわけですね。それが入れかわらないで、一つの事業者に決まってしまうということになっていくわけですが、そういった点での公平性というか、そういったのもちょっと心配なんですけど、その辺はどうなんですか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） これまでの指定管理の評価委員会の中では、非公募による社会福祉協議会への運営という形での評価をいただいております。他の事業所からも、他の事業所というか、参入希望のところもございませんでした。新たな、先ほど言いました3カ所のうち、社会福祉協議会以外の2カ所というところが児童発達支援事業を始められたのが平成28年からございましたので、その前から事業はされていますけれども、そういったことで新たな参入もございましたので、今回譲渡に当たっては3社に含めてやっていきたいということでございます。

○市民福祉部長（上大迫 修） 譲渡によって固定されるのではないかとということですが、基本的にはそうなります。私どもが考えているのは、そ

の土地は貸しますけど、建物と実施している3事業については譲渡をするということですので、引き受けたところが10年という制約はある意味付してはありますけど、基本的に私どもが選定の過程で10年末永く恒久的にされる事業者を選定すると。その事業者は譲り受けた責任を持って事業を継続されることなので、その後に事業者が更に変更していくというのは基本的に想定しておりませんし、満遍なく3事業者の方に事業のほうを継承というか、譲渡していくような考え方で思っています。あくまでも、建物と事業の譲渡という考え方がなりますので、そういった意味からはもう固定される形になるかと思えます。

○委員（井上勝博）お金の面でいえば、市は今まで指定管理料と差額の500万円が市に入ってきたということですね、歳入。だから、お金の面でいえば、この黒字体質の企業というか、事業を要は民間にあげちゃうというのは何かそんなふうにしなくてもいいんじゃないのかなど。何でそこまでしなくちゃいけないか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）全体の部分で触れてはいなかったですけども、合併のときにいろいろ公共施設、1,300からの公共施設がありまして、公共施設再配置計画という形のものをつくっています。その中で、基本的に市が所有している建物でも民間がその所有、管理をし、事業を展開することで、より質の高いサービスが提供できるものについては、処分財産として区分をしていくというのがございました。これまでのいいますと、養護老人ホームでありますとか、市立保育所等につきましても同じような考え方に基づいて作業をしてきております。つくし園につきまして、昨今、他の自治体でそういう民間によります設置、運営並びに地域内におけます支援事業、関係事業者との運営が見られましたので、今回処分財産として方針を決めてきたわけです。その500万円の収入といいますか、給付との差額があるから、市のほうが保有するというよりは、広く民間のノウハウ等を使って、より高い療育でありますとか、地域での連携が図られるということがそのほうにはあるということでございますので、その点は御理解をお願いいたします。

○委員（井上勝博）建物自体は、例えば、修繕とか、いろいろあったと思うんですけども、この給付費と指定管理料は、指定管理というのは確

か10万円以上の修繕については市がやるというふうになっていたわけです。そうすると、この建物を受け取った事業者はその建物の修繕も全部せないかんわけですけども、そういった修繕とかというのを考えても588万円が今までよりもふえる、事業者にくるということになるんですか。修繕料はそんなかかっていないんですか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）つくし園につきましては、平成17年度に建設されて、10年ちょっと経過ということで、大きな補修については出てきておりません。

それと、給付費につきましては、民間事業者の場合はここにあげてあるこの給付費で全てを賄いながら事業をされているところでございますので、この給付費の中で施設修繕に係る経費等につきましては計画的に実行されている部分でございますので、譲渡後につきましては、この給付費をもとにそういったところをやっていただきたいと考えております。

○委員（持原秀行）1点だけ。事業内容で、支援センターとか、児童デイで定員がありますよね。今は相当定員をオーバーして受け入れておられるということなんですが、これはしっかりと需要には応えるべきだと思うんですが、そこらあたりの確認とかは、利用の確認とかは今度の受ける事業者にもされるのでしょうか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）この利用者につきましては、延べ人員でございまして、常時40人定員のところに56名の方が利用されているというわけではなく、週のうち2日とか、3日とかいうような形での利用の方もいらっしゃいますので、そういった形で定員を超えた利用者という形になっております。

○委員（持原秀行）この書き方であれば間違うんですよね。誤解を招きます。だから、常に利用している人が1日に56名いるんじゃないとか、そういう理解をするんです。であれば、この書き方、記載の仕方をもう少しちょっと丁寧に書いて、実質何名いるんですよということをしかりと記載していただかないとわかりませんよね。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）わかりました。

○市民福祉部長（上大迫 修）持原委員御指摘のとおり、私どもも公募するに当たりまして、現状はどんな運営になっているのかときちっとお知

らせする意味からも、表記の仕方については工夫というか、整理を改めてさせていただきたいと思えます。

持原委員の御質問の背景の部分で、現在、社会福祉協議会が柔軟な運用と申しますか、保護者寄りの、療育訓練等いろんなサービスをされている部分がきちっと検証されるのかということについては、その実態のほうを手を挙げられる方々にもきちっと説明をして、こういった運営に対して対応できますかというようなヒアリングみたいな部分等も考慮に入れて選定作業をさせていただきたいと思えます。

○委員長（福田俊一郎）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員、ありませんか。

○議員（成川幸太郎）譲渡の条件のところ、土地について有償貸し付けとして減免措置の検討を行うということで書いてあるんですが、この減免の割合と期間はどの程度なのか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）社会福祉法人等がこういう事業を行う場合ということで、運用基準の中で7割減免というのがございますので、そちらのほうを検討をしているところです。期間につきましては、土地につきましては市がずっと貸し付けという形をとりますので、その間はもうずっとという形になると思います。

○議員（成川幸太郎）建物については無償譲渡なんですけど、これは民間がとった場合には固定資産はまた発生するんですか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）この児童福祉事業という形での事業実施に当たっては、固定資産税等については発生しないということになっているようでございます。

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、審査を一時中止しておりました、議案第109号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）議案第109号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算について、説明をいたします。

予算に関する説明書、第2回補正の29ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費のうち、社会福祉管理運営費につきましては、平成29年4月の人事異動等に伴う職員の人件費の調整等でございます。

続きまして、2目身体障害者等福祉費のうち、一般身体障害者自立支援事業費につきましては、平成29年4月の人事異動に伴う職員の人件費の調整でございます。地域生活支援事業費につきましては、嘱託員の通勤手当相当額について、経路確定に伴う増額分でございます。次に、障害児通所支援事業費につきましては、先ほど説明しました、民間譲渡等に係る今後の施設譲渡を進める中で、事業所が決定した後に見込まれる修繕や工事に係る経費をお願いしたものでございます。

以上で説明を終わります。歳入はございませんでした。

○委員長（福田俊一郎）当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。委員外議員からありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。ここで本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）今回は所管事務については報告ございません。

○委員長（福田俊一郎）それでは、所管事務全般について、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（福田俊一郎）高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）まず、審査を一時中止しておりました、議案第109号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）それでは、議案第109号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算の高齢・介護福祉課分について御説明申し上げます。

まずは、歳出から御説明させていただきますので、説明書のほうの31ページをお開きください。

3款2項1目老人福祉総務費の増額115万1,000円及び3目介護保険対策費の543万2,000円の増額補正は、人事異動に伴います給与費等の増額になります。

次に4目養護老人ホーム費の1,206万9,000円の減額補正は、これまで養護老人ホーム甑島敬老園に職員3名を派遣しておりましたが、今年度より1名の派遣となったことから2名の減額になります。

次に6目の介護認定審査費の7万2,000円の増額補正は、本年度から支給開始となった嘱託員の費用弁償であり、介護認定嘱託員15名の通勤経路確定による増額になります。

続きまして、歳入について説明させていただきますので、18ページをお開きください。

21款5項4目雑入の高齢・介護福祉課分は、説明欄に記載の甑島敬老園派遣協定収入（養護

分）の減額で、これまで派遣職員の給与費等に関しましては、協定に基づき派遣先から雑入として受け入れておりますが、先ほど歳出で説明しましたとおり、養護老人ホーム甑島敬老園への職員派遣人数が減となりましたので、連動して同額を減額するものです。

以上で一般会計に係る説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）甑島敬老園は入所者数が減ったと。今何人で、減ったとしたらどのくらい減ったということなんですか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）ただいまの御説明は派遣している職員を減らしたということで、入所者自体が減ったということではございませんので。

○委員（井上勝博）入所者が減ったわけじゃないけれども、職員を減らしたということになるんですか。派遣社員を減らして、イコール職員を減らしたということですか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）市からの派遣職員は3名から1名に減りましたが、甑島敬老園のほうでは臨時職員、ないしは、嘱託員等募集されて、今現在としましては、1名を新たに雇用されて、残りなかなか募集をかけてもいないものですから、残りの非常勤が17名いらっしゃいますので、その方の勤務ローテーションとか、時間を調節する形で対応をとられています。

○委員（井上勝博）結局、入所者は減っていないけれども、そういう職員が1名減ということなんですから、2名じゃなくて1名減にすればよかったんじゃないかと思うんですが、そこは何ですか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）派遣職員の場合、一応派遣期間が5年を超えると、本人の希望もあるということで、総務課のほうから聞いております。

○委員（持原秀行）当初、やはり地元の企業が受け入れがないということで、こんな社協に無理をお願いしてこうなった経緯があるわけです。確かに現業職員という形の中で、派遣事業が始まって、今回、こういう3名から1名へ減ということになったということですが、あと1名の減、これについては期間とか、たびたび延長されていると

思うんですが、ここらあたりのめどはどのようなのですか。

○高齡・介護福祉課長（遠矢一星） 総務課のほうからは、その残っていらっしゃる一人の方は退職がもう近いということで本人が今の職を希望されているというふうには聞いております。

○委員長（福田俊一郎） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止いたします。

△議案第116号 平成29年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（福田俊一郎） まず、議案第116号平成29年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齡・介護福祉課長（遠矢一星） それでは、議案第116号平成29年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算について、御説明いたします。

提案理由につきましては、本会議で説明しておりますので省略させていただきます。

まずは、歳出から説明させていただきますので、説明書の157ページをお開きください。

3款2項2目総合相談事業費、5目任意事業費、一つ飛ばしまして、9目生活支援体制整備事業費及び10目認知症総合支援事業費のそれぞれ1,000円から1万4,000円までの増額補正は、嘱託員の通勤経路確定による費用弁償の増額補正になります。

次に中段の7目包括的支援事業一般管理費の665万円の減額補正は、人事異動に伴う給与費等の減額補正になります。

続きまして、歳入について説明させていただきますので、前のページの156ページをお開きください。

9款2項1目介護給付費準備基金繰入金の減額補正は、先ほど説明しました、歳出の地域支援事業費の減額に伴います補正でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎） 次に、所管事務調査を行います。

当局に補足説明を求めます。

○高齡・介護福祉課長（遠矢一星） それでは、高齡・介護福祉課の所管事務について説明させていただきます。

市民福祉委員会資料の5ページをお開きください。

今年度の敬老金等の支給についてです。

まず、1の支給日は9月15日を予定しております。また、2の支給対象者のうち、(1)の基準日は9月1日現在であり、(2)の対象者としては、最高齢者が里町在住の江口マツヨ様で106歳、100歳以上が8月22日現在になりますが、110名で、88歳の方が727名になります。支給金等については(5)に記載のとおりで昨年と同じになります。

次に、3の配付者等についてですが、最高齢者については永田副市長が、その他については例年どおり、100歳以上の方と施設入所者については市の方ほう、在宅の88歳の方については民生委員の方々に依頼し、配付を行う予定です。

4の高齡化率等につきましては、参考データとして本市の高齡化率、平均寿命、最高齢者につい

て掲載しており、6ページには地域別の該当者数を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般についてこれより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員からありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。

ここで、休憩いたします。

~~~~~

午前11時55分休憩

~~~~~

午後 1時 開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

△保護課の審査

○委員長（福田俊一郎）次は、保護課の審査に入ります。

---

△議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）まず、審査を一時休止しておりました、議案第109号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保護課長（松尾和俊）保護課です。補正予算につきまして説明いたします。

予算に関する説明書の23ページをお開きください。

2款1項12目市民相談交通防災費、事項、市民相談事務費につきまして、1,000円の増額補正を行うものであります。補正の内訳につきましては、通勤経路の確定に伴い、嘱託員の通勤手当を増額するものであります。

29ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費、事項、生活困窮者自立支援事業費につきまして、3万3,000円

の増額補正を行うものであります。補正の内訳につきましては、通勤経路の確定に伴い、嘱託員の通勤手当を増額するものであります。

34ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費、事項、生活保護管理運営費につきましては542万6,000円の減額補正を行い、生活保護適正実施推進事業費につきましては3万5,000円の増額補正を行い、被保護者就労支援事業費につきましては2万2,000円の増額補正を行うものであります。補正の内訳につきましては、生活保護管理運営費は4月の人事異動に伴い、給料、職員手当等を減額するものであります。生活保護適正実施推進事業費及び被保護者就労支援事業費につきましては通勤経路の確定に伴い、嘱託員の通勤手当を増額するものであります。

以上で補正予算の説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員（井上勝博）今嘱託員の通勤手当という話があったんですが、ちょっと私、よくわからなかったんですけど、嘱託員の通勤手当については何か通知があって、その関係で出るようになったという、そういう理解でよろしいんですか。

○保護課長（松尾和俊）嘱託員の通勤手当、いわゆる費用弁償でございますが、本年度より嘱託員の通勤手当相当額については、当初予算において一人2万円の積算を行っておりますが、通勤経路が確定したことによって、不足が生じるものみの増額補正となっております。

○委員（井上勝博）これは、保護課だけの問題ではないと思うんですけども、これは通勤手当についてはことしから嘱託についてはつくようになったということですよね。

○保護課長（松尾和俊）それでよろしいと思います。

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

ここで本案の審査を一時中止いたします。

---

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局に補足説明を求めます。

**○保護課長（松尾和俊）** 2件の報告をします。

市民福祉委員会資料7ページをごらんください。

1件目、生活保護の状況は、6月委員会では被保護者数の推移、世帯類型別の推移などの状況をお示ししたところですが、今回は生活保護申請に至った背景となります、申請前の保護相談の内容について御紹介したいと考えます。

平成28年度は、世帯主の傷病が92件と最も多く、次いで、貯金等の減少・喪失が38件、世帯主の事業不振・失業が17件と続いております。なお、この相談理由上位三つにつきましては、平成26年度から同じ傾向となっております。

6月委員会でも報告いたしました、保護世帯中、高齢者世帯の受給割合が約5割と増加してきております。高齢になり、稼働収入がなくなった上に、さまざまな傷病等の治療費が必要となったことで預貯金が底をつき、保護申請に至った背景がうかがえると思います。これは65歳未満の稼働年齢層の方々も傷病等により失業、預貯金の減少と、年齢を除けば同様と考えております。

なお、世帯主の傷病には、就労、日常生活活動に支障のある脳疾患、心臓疾患、精神疾患などによるものが多く見られております。

また、平成28年度に相談件数が減少しているのは、平成27年度から始まりました生活困窮者自立支援事業が周知されてきたことによる減少と考えております。

次に、就労支援の状況です。

就労支援対象者82人に就労指導を行った結果、うち就職を開始したものが37人、うち生活保護を廃止したものが16人です。それにより、支出する必要がなくなった保護費、効果額は1,529万4,000円です。

平成27年度と比較しまして、就労支援者数、就職者数が減少していますが、就職者のうち保護廃止者数は同数であり、割合としては増加しているところでもあります。また、効果額は廃止した日から年度末までの保護見込額で算出しておりますので、就労による自立が早いとその分効果額もふえると言えます。

保護課では、ケースワーカーはもちろん、保護課に配置しております就労支援員による延べ643回に及ぶハローワークへの同行支援、また、ハローワークでも、国の方針を背景に、保護者の

就労支援に積極的に取り組んでいただいております。そうした取り組みの結果であると考えております。

2件目は、生活困窮者自立支援関係です。

今回は取り組みの成果についてお示ししたいと考えます。相談のあった154件のうち支援開始に至ったものが39件、うち改善が図られたと見られるものが9件であります。その他、支援を継続中のものは30件であります。

平成27年度と比較して、支援を開始したもののうち、事態改善が図られたものが大幅に減少し、支援を継続中のものが増加している、事態改善が進んでいないのではと感じられますが、平成27年度分は平成27年度に相談を受けてから平成29年7月までの支援結果をあげてあり、平成28年度分も同じく平成29年7月までの支援結果となり、現在支援を継続中のものは平成27年度、平成28年度計56件ですが、今後の支援により事態の改善が図られていくものと考えております。

そのほかに、他法制度に移行させたもの、相談、情報提供のみで支援に入れないものはお目通しをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

**○委員長（福田俊一郎）** それでは、所管事務全般について、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。以上で、保護課の審査を終わります。

---

△子育て支援課の審査

**○委員長（福田俊一郎）** 次は、子育て支援課の審査に入ります。

---

△議案第109号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（福田俊一郎）** まず、審査を一時中止しておりました、議案第109号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○子育て支援課長（知識伸一）**

それでは、議案第109号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算、子育て支援課分について歳出から御説明申し上げます。

予算書・予算に関する説明書32ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費は20万2,000円の増額補正で、内容は説明欄をごらんください。

事項、児童福祉管理運営費は、4月の人事異動に伴います職員給与費等の調整並びに費用弁償につきましても、嘱託職員の通勤経路の確定に伴う増額補正でございます。

次の事項、女性・家庭児童相談費、費用弁償につきましても、嘱託職員の通勤経路確定によるもの、国庫支出金等精算返納金は、平成28年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費確定によるものでございます。

事項、利用者支援事業費につきましても、嘱託職員通勤経路確定に伴う費用弁償の調整でございます。

次は、3目児童館費は1,400万円の増額補正で、放課後児童クラブ環境改善事業補助金につきましても、さとのもり保育園が運営されます虫虫クラブと隈之城第2児童クラブの2カ所の児童クラブ備品購入に対する補助金各100万円と、新設する隈之城第2児童クラブに対する施設整備補助金でございます。

4目保育園費は111万2,000円の増額補正で、下甌へき地保育所嘱託職員報酬改定に伴います委員等報酬の増額と、それに伴います共済費の増額、保育士不足に伴います、保育補助を行う一般賃金職員の増額補正でございます。

あけていただきまして33ページ、5目母子福祉費は20万3,000円の増額補正でございます。事項、母子福祉対策事業費、国庫支出金等精算返納金は、平成28年度事業費確定によるもの、事項、児童扶養手当福祉費、補助事業扶助費につきましても、平成28年度事業費確定によるものがございます。

以上、歳出でございます。

引き続き歳入につきましては、戻っていただきまして12ページをお開きください。

子育て支援課分は15款2項2目民生費補助金、3節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金は、放課後児童クラブ環境改善事業補助金によるもの、13ページをお開きください。

16款2項2目民生費補助金、3節児童福祉費補助金につきましても、地域子ども・子育て支援

交付金は、放課後児童クラブ環境改善事業補助金によるものがございます。

以上で議案第109号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算中子育て支援課分についての説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎） 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 以上で、議案第109号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分について質疑は全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △所管事務調査

○委員長（福田俊一郎） 次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありませんか。

○子育て支援課長（知識伸一） 今回は特にございません。

○委員長（福田俊一郎） それでは、所管事務全般について、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博） 済みません、保育所の関係で、この間ちょっといろいろ不思議だなというふうに思ったことが、上の三人のお子さんをお持ちの方が、二人のお子さんを保育所に預けていた場合、二人のお子さんを保育所に預けていた人が赤ちゃんができて産休をとっているんだけど、8週間という期限で、8週間したら上のお子さんは退園をしなくちゃいけないということで、まだ仕事が見つからない段階で、下の子もまだ首がすわっていない段階なので、首がすわっていないと預かってくれる保育所もないと。だから、せ

めて首がすわる半年ぐらい、首がすわるころまで延ばしてもらって、そうやってしていただけたらいいなという話があって、やっぱり相当悩んだりされるケースもあるみたいで、そのことを私の民報に書いて配ったら、ほかの方からもちょっと違うんですけども、しかしやっぱりそういう不合理なところがありますよねという電話での相談があったりしたんです。だから、そういうお母さん方の悩みをちょっとでも解決していかないと、子育てというのは大変のようです、私はしたことがないからよくわかりませんが、やっぱり国の制度で恐らく8週間というふうになっているのかもしれないけれども、そういう面での改善ということは考えられないものなのかどうかということなんです、どうでしょうか。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 今8週間で保育所を退所しなきゃいけないという御質問なんですけど、最初は産前産後8週間というのがあるんです。次に、育児休暇がとれる方は育児休暇でそのままおられることはできます。一般的には育児を使われる方が多いんですけども、育休がない場合でも仕事をする、求職中を行うことであればまた3カ月、そのままおられることができます。大体半年ぐらいまでそういう形で保育園に在園することはできます。そういう形で皆さん利用していただいております。今、首がすわっていないと預けることができないということですけど、やはり赤ちゃんをお預かりしますから、あとは各園がその赤ちゃんを預かれる状況かどうかというのを確認しながら、大丈夫であれば、空きがあれば、保育園にそこに入ることができる可能性はあると思いますけど。そういう形でうちのほうは事務を進めているところでございます。

**○委員（井上勝博）** ハローワークに行って、そこで証明書ももらって、求職中ですということであれば退園しなくてもいい、この方は1回職場をやめられているので、育児休暇ということではなかったんだと思います。ただ、その際も、やっぱりそういう首のすわらない子どもさんを抱えて、ハローワークに通わなければいけないんでしょうかというようなこともありましたので、この8週間というのを、これは国の制度なんですか。この8週間がちょっと短いのではないかという声はないわけですか。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 8週間というの

は労働基準法でそういう形で休めるという形、それに合わせて、国の制度に合わせていますし、一般的には、何回も言うようですが、育児休業、もしくは、求職活動をうまく活用していただいて、最大おれる期間を延ばして、その間にまたいろんなことを解決していただければと思います。今のところはそういう制度でやっているものですから、それを延ばすというのはちょっと国のほうのあれもあるものですから、国の制度をうまく使いながら8週間、それから、それ以降は89日以内の求職活動という形で制度を活用していただきたいということで考えます。

**○委員長（福田俊一郎）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

[当局退室]

---

△委員会報告書の取り扱い

**○委員長（福田俊一郎）** 以上で日程のすべてを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

---

△閉会中の委員派遣の取り扱い

**○委員長（福田俊一郎）** 次に、閉会中の委員派遣について、お諮りいたします。

本委員会の行政視察については10月16日から18日で実施したいと思いますが、委員派遣の手続は委員長に一任いただきたいと思います。また、市内の現地視察等は現在のところ予定しておりませんが、今後必要となった場合の委員派遣の手続についても委員長に御一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

---

△開 会

**○委員長（福田俊一郎）** 以上で、市民福祉委員

会を閉会いたします。

本日は大変御苦勞さまでした。

## 【卷末資料】

陳 情 文 書 表



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                        |       |                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-------|--------------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 陳情第 4 号                                                | 受理年月日 | 平成 2 9 年 8 月 2 2 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書の提出についての陳情書                  |       |                    |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 薩摩川内市平佐町 2 9 7 3 番地 1<br>全日本年金者組合薩摩川内年金者の会<br>代表 青木 邦雄 |       |                    |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                        |       |                    |
| <p>厚生労働省は、2 0 1 3 年度（平成 2 5 年度）より特例水準を解消するとして、3 年間にわたり実質 2. 5 % の年金を減額した。特に 2 0 1 5 年度（平成 2 7 年度）では、年金額の増額をしたものの、初めてマクロ経済スライドが適用され、特例水準の残りの 0. 5 % の削減とマクロ経済スライド 0. 9 % の減額と合わせて実質 1. 4 % の減額となった。そして、今年度の 4 月度から 0. 1 % が減額された。通算すると 2 0 1 3 年度から 3 年間に、3. 5 % の減額となった。</p> <p>これを国民年金満額の受給者（月額 6 6, 0 0 0 円弱）に当てはめると、2 0 1 3 年度より年額 2 7, 3 0 0 円も減額されたことになる。</p> <p>現在、薩摩川内市においては、平成 2 8 年 3 月末で厚生年金と国民年金を合わせて、3 8 8 億 5, 9 4 0 万円余の年金が給付されている。年金のほとんどは消費に回る。</p> <p>反面、医療・介護の負担増のもとで、高齢者・年金受給者にとっては二重苦・三重苦の苦しみを負わされる深刻な状況になっている。</p> <p>現在、年金は隔月（偶数月）に支給されているが、実際の生活習慣は公共料金も光熱水費も月払いが常となっている。諸外国が年金は毎月支給になっていることもあり、是非とも隔月支給から毎月支給に改めるよう求める。</p> <p>また、年金支給開始年齢の更なる引き上げは、これから受給期を迎える世代にとっては、年金給付額が減額することになり、将来世代に影響が強くなる懸念される。支給開始年齢は、これ以上引き上げないよう求める。</p> <p>私たち年金者組合は、高齢者がいつまでも安心・安全・健康で長生きでき、地域とつながり、まちづくりに貢献できることを願っている。</p> <p>ついては、年金問題に関わる下記事項について、地方自治法第 9 9 条に基づき、国会及び関係行政庁に意見書を提出されるよう陳情する。</p> |                                                        |       |                    |
| 記                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                        |       |                    |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 これ以上、年金を引き下げないこと。</li> <li>2 年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。</li> <li>3 年金支給開始年齢は、これ以上引き上げないこと。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                        |       |                    |

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会  
委員長 福田俊一郎